

各部署の現状と今後の展望

事務局 総務部

1. はじめに

事務局総務部は、総務課、経理課、業務課及び研修課の4課で構成され、総務、人事、経理、業務受付、広報、企画及び研修等を所管している。総務部は、2012年4月に一般財団法人に移行したことを機に3課をもって部制となり、2021年4月に研修課が総務部に編入され、4課体制となっている。

現在、当法人は大きく4つの事業部門（センター）と事務局に分かれ、試験、製品認証、建築確認、性能評価及び構造計算適合性判定等の事業を展開している。総務部は、これらを総括的に管理、サポートする部門である一方、研修事業等を展開する事業部門でもあり、業務内容は多岐にわたる。各課の業務内容を以下に記す。

2. 各課業務の紹介

2.1 総務課

総務課は、主に法人諸規程の制改定、施設・設備の保全管理、理事会・評議員会の運営、役員秘書、法律に基づく各種届出、人事・労務管理、福利厚生、安全衛生、役員会など各種会議の運営管理及び事務、法人窓口としての受付等に加え、事業拡大・縮小のための準備、各種契約等の多岐にわたる業務も担当している。

近年は、事業環境の変化に伴う支所の拡大、閉室、大型設備投資や新規事業展開等様々な事項への対応も担当しており、幅広い知識と経験が必要な部門である。

一般財団法人は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づく法人運営が求められ、そのなかで最も重要なものとして、「公益目的支出計画」の実施があげられる。これは、設立時の寄付等及び一般財団法人への移行までの48年間に公益事業により蓄積された財産を公益目的支出計画実施事業（当法人の場合は技術研

修事業、自主（共同）研究事業及び機関誌発行事業の3事業）によって、77年間をかけて計画的に広く世の中に支出することで、類似の公益目的のために財産を引き渡すことと同様の効果を得ようとする制度となっている。

2.2 経理課

経理課は、主に出納・資金管理、給与業務、予算書・決算書の作成、税務に関する申告業務を担当するとともに、財務分析等を行い安定した法人運営のための資料作成や経営層への提言を行っている。近年は、クラウドシステムを活用した経理・財務ソフトを導入し、在宅勤務も積極的に活用できるようになっている。

2.3 業務課

業務課は、主に試験に関する受付、手数料に関する精算・請求、報告書発行等のお客窓口業務、法人全体の収益把握や顧客管理及び機関誌発行やホームページ管理などの広報企画を担当している。また、法人収益の月次取り纏めや収益分析等を行い、経営層への報告を担当している。

2.4 研修課

研修課は、主に外部の方々への技術研修・講習及び業務説明会の事務的業務、内部職員向けの所内研修や所内情報共有のための情報発信、運営を担当している。技術研修については、沖縄県から北海道まで全国的に展開する事業であり、次章に外部研修事業の各項目とその概要について述べる。

3. 外部研修事業の紹介

外部研修事業では、建設業務に携わられている様々な技術者の育成を目的とし、現在、「コンクリート現場試験技能者認定制度（SiTeC）」、「試験要員認定制度（LaboTeC）」及び「船内騒音測定技術者講習会

(NoMS)」のGBRC独自の研修に加え、大阪府内の特定行政庁等で構成している連絡協議会（現、大阪府内建築行政連絡協議会 以下、大連協と記す）制定の「コンクリート工事实務研修」の4種類を運営している。また、法人の概要と各種事業の周知及び業務を通じて得られた成果を社会に還元するため、「GBRC業務説明会」を実施している。

以下に、各業務内容や変遷を含め、概要を紹介する。

3.1 コンクリート現場試験技能者認定制度

本認定制度 (On-Site Testing of Concrete : SiTeC) は、コンクリート工事における現場試験を適正に行う能力を持つ技能者を認定・登録することにより、コンクリート工事に関する品質検査のさらなる適正化と同技能者の社会的立場を確立させることを目的として、2000年度から開始した法人独自の制度である。

本制度は、社会のニーズに応じて認定区分を拡大し、2024年4月現在、5区分について認定を行っており、開催場所及び登録者数は表-1のとおりである。

表-1 SiTeC 認定の区分と開催場所、登録者数

認定の区分【開催場所】	区分記号	登録者数
フレッシュコンクリートの受入検査【札幌、東京、大阪、福岡】※	F・Ft	1,255名
RI水分計によるフレッシュコンクリートの単位水量連続測定【大阪】	FA	12名
電子レンジを用いたフレッシュコンクリートの単位水量推定のためのモルタルの採取方法および質量減少試験【大阪】	FB	81名
コンクリートの反発度の測定【東京、大阪】	HA	93名
電磁誘導法によるコンクリート中の鉄筋のかぶり厚さ測定【大阪】	HB	46名

※：当法人主催会場分のみを記載。

運営には、国土交通省近畿地方整備局をはじめ、大阪府・兵庫県等特定行政庁、大学、設計者、監理者及び生コン製造者、更にエンドユーザーである消費者それぞれの団体から委員を迎え、「コンクリート現場試験技能者認定制度」委員会を組織して制度の公正化を図っている。

また、登録期間（更新周期）を4年とし、期中の2年目にサーベイランス制度を導入し、力量の維持を確認し、かつ公平な評価が行なわれることを保証している。

認定のための研修は、いずれの認定の区分も座学及び実技について実施し、筆記及び実技（写真-1）の力量確認を経て認定及び登録をしている。



写真-1 実技試験 力量確認状況
(フレッシュコンクリートの空気量試験の場合)

認定の区分ごとの登録者数は、表-1のとおりであり、2024年4月現在の登録者数の総数は1,487名である。

なお、認定の区分：フレッシュコンクリートの受入検査のFt登録者は、東京都建築材料試験連絡協議会制定の「高強度コンクリート採取試験会社審査基準」2. 採取技術者等の「高性能コンクリート採取に関する試験技能者」に適合するものである。

3.2 試験要員認定制度

本認定制度 (Laboratory Testing of Concrete : LaboTeC) は、試験機関やコンクリート製造者による製品試験等、試験室で行われる試験業務を適正に行う試験要員を認定・登録することにより、工事監理業務や製造者品質管理業務のさらなる適正化と試験要員の社会的立場を確立させることを目的として、2005年度から開始した法人独自の制度である。

本制度では、2024年4月現在、表-2に示す4区分を認定している。

表-2 LaboTeC 認定の区分と開催場所、登録者数

認定の区分【開催場所】	区分記号	登録者数
プレキャストコンクリート製品工場の試験要員【札幌、東京、仙台、新潟、名古屋、大阪、福岡、鹿児島、沖縄】	LP	491名
コンクリートの圧縮強度試験要員【大阪】	LCA	46名
コンクリートの曲げ強度試験要員【大阪】	LCB	6名
コンクリート用骨材の試験要員【大阪】	LAA	57名

認定のための研修は、いずれの認定の区分も座学及び実技について実施し、筆記及び実技（写真-2）の力量確認を経て認定及び登録をしている。

登録の有効期間は3年であり、2024年4月現在、登録者の総数は600名である。



写真-2 実技試験 力量確認状況
(模擬試験体による寸法測定の場合)

3.3 船内騒音測定技術者講習会

本講習会 (Technical Expert for Noise Measurement on Board Ships : NoMS) は、造船所が貨物船等を新規建造する際に、海上試運転のなかで船内各箇所の騒音を測定して記録することが国際条約で義務付けられたことから、その測定技術者を養成するために当法人が2014年度に開始した講習会である。

船員等海上人命の安全に係る SOLAS 条約が2012年に改正され、日本国内でも2014年7月以降に建造契約された船舶に対しては上記の船内騒音測定を実施することが義務化された。このため、多くの造船所で騒音測定技術者の確保が必要となり、国土交通省海事局からの要請を受けて当法人が2015年1月から本講習会を開催している。

本講習会は、船内騒音測定を行う実務者を対象としており、騒音測定の基本的な技術や船内騒音コードに定められている手順について、各専門の講師による講義と、1人1台ずつ騒音計を使用しての騒音測定の実技実習(写真-3)を行っている。また、講習会の最後には筆記及び実技の力量確認試験を実施し、合格者には登録証を発行している。

登録の有効期間は初回が5年、2回目以降は6年であり、期中の3年目にサーベイランス制度を導入し、力量の維持を確認している。この講習会は造船所の拠点に近い西日本の各都市を中心にして隔年で開催しており、2022～2023年度には、東京、大阪、広島、高松、今治、福岡、大分、佐世保の各会場で開催した。2024年4月現在、登録者の総数は473名である。なお、当法人は国土交通省より船内騒音測定者講習の実施機関として認定されており、講習会の開催に際しては、国土交通省並びに(一社)日本海事協会の協力、及び(一社)日本造船工業会の後援を頂いている。



写真-3 講義状況 (実技実習)

3.4 コンクリート工事实務研修

本研修を行うこととなった背景は、1975年に東京・横浜等で発生した欠陥コンクリート問題に端を発し、当時、事態を重く見た建設省(現 国土交通省)が建築行政の立場、また工事発注者の立場から、それぞれ通達を出し、コンクリート工事の適正化を指示したことから始まる。

大連協は、「コンクリート工法に関する指導要綱」を1977年8月に制定し、当法人はコンクリート工事現場の工事監理及び工事施工者に対する研修実施機関となった。

その後、「コンクリート工法に関する指導要綱」は「コンクリート工事に関する取扱要領(以下、取扱要領と記す)」と改められ(2003年1月)、この取扱要領に基づき研修を行える機関は、2024年4月現在、当法人を含め9機関の登録試験所が対象となっているが、研修の開催には研修実施計画書の提出によって、大連協が「適正と認めた機関」が行うことになっており、当法人がこれまで一貫して本研修の委託を受け、開催してきている(写真-4)。



写真-4 研修状況

本研修の運営には、大阪府・兵庫県等特定行政庁、大学、建設、設計及び生コン製造等のそれぞれの団体から委員を迎え、「コンクリート工事实務研修委員会」を組織して研修の公正化を図っている。

現在、本研修は、大連協の「コンクリート工事に関する取扱要領」に基づくものであり、本研修の修了者は、

兵庫県の「コンクリート工法に関する指導要綱」同指導要綱 第5第3号ただし書きに該当する者にもなることができる。コンクリート工事現場で工事監理及び工事施工管理を行う技術者は、本研修の受講が必要とされており、これまでに約43,000人が修了者となっている。近年10年間の受講者数の推移を図-1に示す。

同図より、新型コロナウイルス感染症が発生し、2020年度は、一旦修了者数は減少したものの(受講者数を絞った)、2022年度にはもとの修了者数となっている。

ここ数年は、コロナ感染症拡大以前よりも受講者数が増加しており、関心が高まっていることがうかがえる。

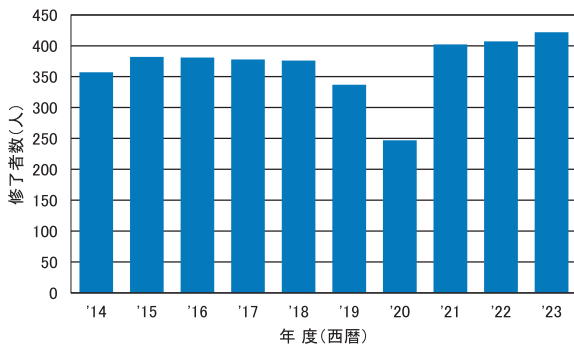


図-1 コンクリート工事实務研修における修了者数の推移

3.5 GBRC 業務説明会

2003年度から、法人の広報活動の場として、建築基準法や日本産業規格あるいは性能評価基準等の改正に関する情報発信ツールとして、「GBRC 業務説明会」を実施している。

2003年度から2012年度までの10年間で59タイトル、2013年度から2023年度までの11年間で56タイトルの業務説明会を実施し、延べ約4万人の技術者の方々にご参加いただいた。近年実施した主な業務説明会は次のようなものがある。

- (1) 建築技術セミナー
- (2) 建設業界のSDGsと省エネ・遮音対策の動向
- (3) 建築物の維持保全に対してGBRCとしてできること
- (4) 防耐火構造・防火材料の性能評価について 等

3.6 今後の展望

コンクリート現場試験技能者認定制度 (SiTeC) 試験要員認定制度 (LaboTeC) 及び船内騒音測定技術者講習会 (NoMS) は、専門業務のさらなる適正化と、技能者

等の社会的立場の確立を目的として、当法人が独自に推進する認定制度であり、今後も本制度のさらなる周知と社会のニーズに応じた認定区分の拡大を図るとともに、現状の主要都市に限られている研修については、多くの都道府県で従事している技術者についても広報を進め、建築の質の向上に努める。

コンクリート工事实務研修は、近年のコンクリート技術に対する研究や開発のめざましい進展に対し、コンクリートの品質管理や施工における合理化、分業化が進み、職種による固有の技術が高まるにつれて、コンクリート工事に携わる技術者の認識が一般的に不足する恐れがあることから、これを維持・向上させるために、今後も本研修を推進する。

業務説明会は、2024年度以降、全所的イベントとして全ての部署が一堂に会した合同での業務説明会を2～3年に一度開催することを検討しており、2024年度は、60周年記念事業としてGBRC創立60周年記念セミナーを2024年10月2日に実施する。また、トピックスとして取り上げて行うべきテーマ等については、同合同での説明会にとらわれず適宜実施していくとともに、試験研究センターではオープンラボなども開催し、広く当法人の事業を広報し、業務拡大に努めていく。

4. おわりに

近年、法律や制度、雇用状況等が目まぐるしく変化する時代となっており、如何に早く情報を入手し、速やかに対応するかが安定した法人運営のカギとなる。特に、雇用確保については多くの企業が苦慮する時代となっており、技術者の確保は当法人も厳しい現況である。皆様に最新の技術や情報を提供するためには、適切な雇用環境の構築は欠かせないものである。

事務局総務部は、各部署と連携を密にし、時代にあった業務活動ができるよう最善を尽くす。また、各事業の円滑な推進を通じて建築の質の向上を図るとともに、研修事業等の一層の充実を図ることで、さらなる社会基盤整備の向上の一助となるよう展開していく。

最後に、研修事業等の活動について、日頃よりご理解を賜り心より感謝を申し上げます。研修事業等が今日まで発展できたことは、ひとえに皆様のご支援とご厚情によるものと心より感謝しております。今後ご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(総務部長 坂本欣吾)